

財政健全化緊急プラン

障がい者の入院食費助成廃止や 就学援助の基準切り下げすべきでない

中上さち子議員が要求

かたの民報

議会版

2009年7月5日
NO. 1474

【発行】
日本共産党
市会議員団
ご相談は市役所
議員団控室へ
私部1-1-1
☎892-0121
(内線301)

「交野市財政健全化緊急プランの提言」には、福祉・教育施策の廃止・削減が多く含まれています。中上さち子議員は、「障がい者の入院食費助成廃止」や「就学援助の認定基準引き下げ」の中止を求めるとともに、交付金による財源確保が図られることからプランの見直しを求めました。

障がい者の入院時食事代助成の廃止について

入院食事代助成は

障害者団体の要望で実施

入院時の食事代は、平成6年に健康保険法が改悪され自己負担となりました。

しかし本市では、交野市身障者福祉会から「障がい者起因した疾病により入院することが多く、障がい者が大きな負担を負うことになる」と、助成継続を求め

る請願書が出され続けられてきました。1食あたりの助成額は100円、260円で所得により異なります。(資料1・2)

廃止は障がい者への

新たな負担増

平成18年の障害者自立支援法成立で、ホームヘルプやガイドヘルプまた補装具などの日常生活用具、そして施設入所などのサービス利用に1割負担が導入され、障がい者の負担は増え続けています。

日本共産党は、入院時の食事代助成廃止は障害者への新たな負担増であるとして、新たな負担増であるとして、あたたかい施策の継続を市に求めました。



資料1 入院食費助成が廃止された場合の自己負担額

所得		1食	1日	1か月
一般(課税世帯)		260円	780円	23,400円
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円	630円	18,900円
低所得 (80万円以上)	過去12か月で90日を超える入院	160円	480円	14,400円
低所得 (80万円以下)		100円	300円	9,000円

資料2 食費助成の状況

年度	対象者(人)	助成額(円)
平成18年度	1,228	6,858,370
平成19年度	1,173	7,296,550
平成20年度	1,262	8,092,780



就学援助制度、準要保護世帯の認定基準の引き下げについて

生活保護基準並み所得でも、「持ち家」であれば援助は受けられなくなる

就学援助制度は、経済的理由で就学が困難と認められる児童・生徒に対し学用品などを援助するものです。プランでは、これまで就学援助を受けられていた準要保護世帯(生活保護基準に準じる低所得世帯)のうち、「持ち家」世帯への認定基準額を66万円引き下げられる予定です。(生活保護基準の借家加算が年額66万円のため)

これによって、就学援助を受けられていた「持ち家」世帯の約12%が受けられなくなり予想されます。



援助がなくなると約7万円から13万円の負担増

就学援助項目としては、学用品・郊外活動費・就学旅行費・給食費・医療費の一部などがあります。

小学校1年生では新入学用品などを含め7万円近く、中学校3年生では修学旅行費などを含め約13万円の援助があります。

子育て中の「持ち家」世帯の多くは、ローン返済を抱えているのが現状です。基準切り下げは、子育て世代に経済的負担を押し付けるものであり、子育てに逆行するものと言えます。

交野で安心して子育てができ、どの子も等しく教育を受けられるよう市は、就学援助認定基準の引き下げではなく、基準の引き上げこそ行うべきです。



中上 さち子
倉治 6-17-13
☎893-6785



さかの 光雄
私部 1-38-23
☎893-1083



さらがい ふみ
星田 7-44-21
☎894-2835